

郵送による貸付自粛のお申込手続きについて

1. 貸付自粛制度について

貸付自粛とは、本人が、浪費癖があることやギャンブル等依存症により本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあること、などの理由により自らを貸付自粛対象者とすること又は親族の一定の範囲の方や法定代理人が、貸付自粛対象者とすることを協会に対して申告し、協会は、個人情報情報機関（㈱日本信用情報機構、㈱シー・アイ・シー、全国銀行個人情報センター）に登録する制度です。

個人情報情報機関に登録した貸付自粛情報は、個人情報情報機関の加盟会員が情報照会した場合に限り提供されるもので、必ずしも貸付自粛が確約されるものではありません。

なお、**登録した日から5年以内**、個人情報情報機関の会員に対して貸付自粛情報を提供します。

2. 郵送受付について

【お手続き】

- (1) 申告に際しては、申告書の **【貸付自粛に係る承諾事項】** を承諾した上で申告をお願いいたします。
- (2) **申告の受理日**は申告書が到着し、**本人確認が取れた日**とします。
- (3) 申告書の記入については、同封の記入例を参照して下さい。

【申告の撤回】

原則として協会が個人情報情報機関に**登録の依頼をした日から3か月間は撤回することはできません。**

【郵送先】

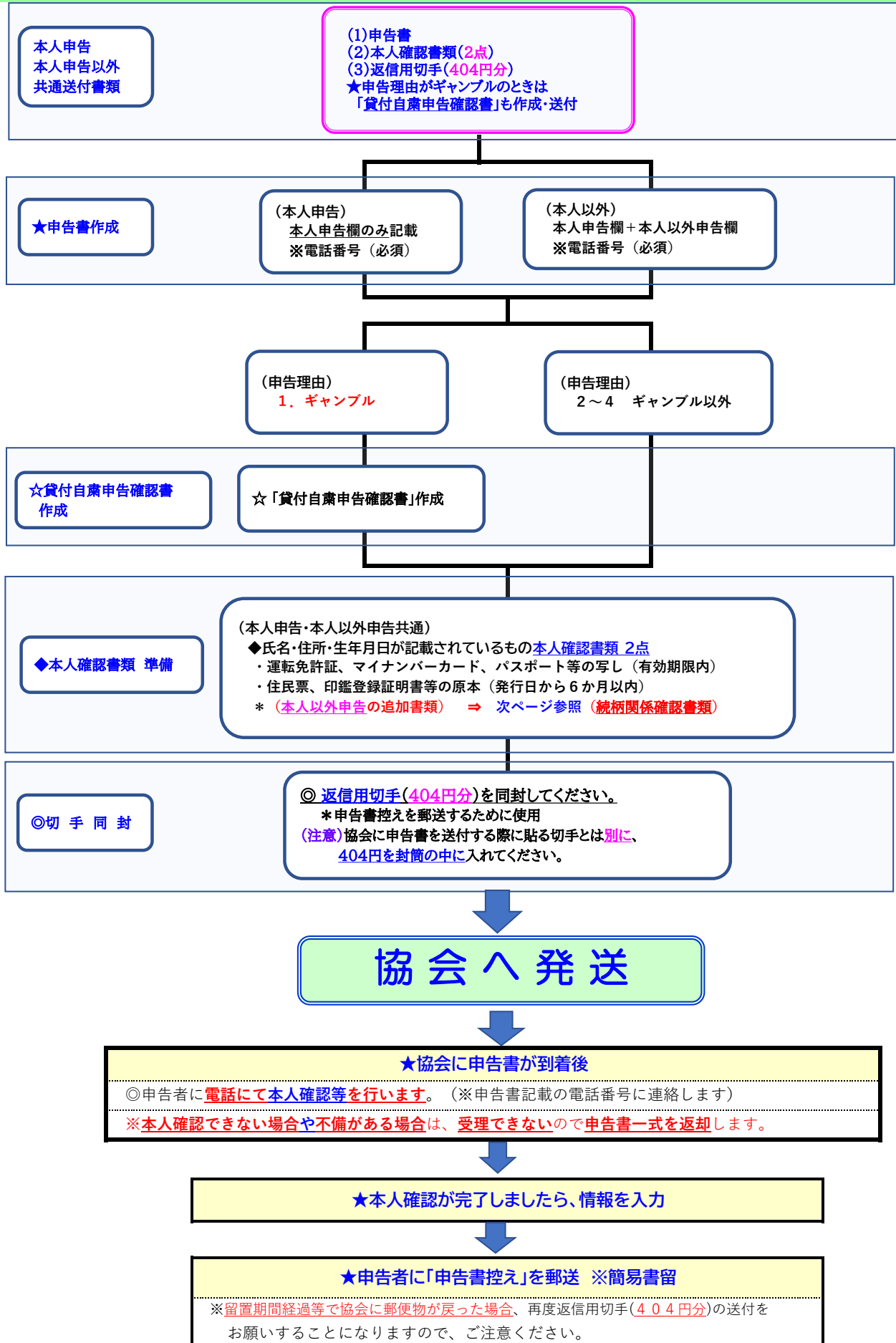
申告書は、末尾の「**お問い合わせ・申告書郵送先一覧**」に記載した窓口まで郵送してください。

*** 電話での自粛登録等の受付は行っていません。**

貸付自粛の郵送申告

(本人申告・本人以外申告 共通手順)

必要書類

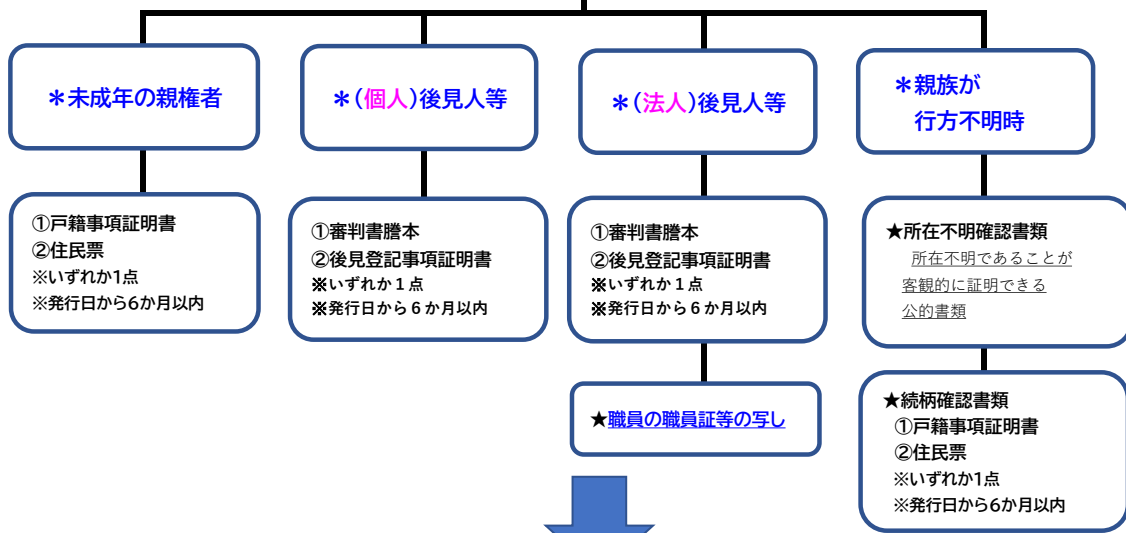


貸付自粛の本人以外申告手順

★必要書類の詳細は前ページ参照



本人以外申告の追加書類 (続柄等の確認書類)



協会へ発送

★協会に申告書が到着後

◎申告者に電話にて本人確認等を行います。(※申告書記載の電話番号に連絡します)

※本人確認できない場合や不備がある場合は、受理できないので申告書一式を返却します。

★本人確認が完了したら、情報を入力

★申告者に「申告書控え」を郵送 ※簡易書留

※留置期間経過等で協会に郵便物が戻った場合、再度返信用切手(404円分)の送付をお願いすることになりますので、ご注意ください。

3. 必要な書類等 (本人申告・本人以外申告共通)

- (1) 申告書 (申告者の自署)
- (2) 本人確認書類 (氏名・住所・生年月日の記載のあるものは2点)
- (3) 返信用切手 (404円分)
- (4) 貸付自粛申告確認書
(申告書の申告理由欄が「1. ギャンブル等」の方は記入が必須です。)

(1) 申告書

・貸付自粛(登録・訂正)申告書

貸付自粛の登録をしたい場合や、自粛登録後に訂正事項が発生した場合

・貸付自粛(撤回・取消)申告書

登録している貸付自粛を撤回したい場合や、配偶者や親族が行った自粛を、登録されたご本人が取り消す場合

(2) 本人確認書類

本人確認書類は、以下に記載した書類で、氏名、住所、生年月日が記載されているもの2点が必要となります。 *「原本」と記載あるもの以外は「コピー」を送付して下さい。

- ① 運転免許証、運転経歴証明書
- ② マイナンバーカード〔個人番号カード〕 (*表面のみコピー)
*通知カードは本人確認書類にはなりません。
- ③ 住民基本台帳カード
- ④ 各種健康保険証〔住所欄含む〕
- ⑤ パスポート(旅券)〔住所欄含む〕
- ⑥ 在留カード、特別永住者証明書
- ⑦ 各種福祉手帳
- ⑧ 住民票〔6か月以内に発行された原本〕
- ⑨ 印鑑登録証明書〔6か月以内に発行された原本〕
- ⑩ 年金手帳〔住所記載のあるもの〕
- ⑪ 戸籍事項証明書〔6か月以内に発行された原本〕
*戸籍の附票が添付され住所の確認ができるものに限る。
- ⑫ 上記①～⑪に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類これに類するもので、氏名、住所、生年月日の記載があるもの。

*上記書類のうち、有効期限のあるものについては有効期限内のもの、それ以外は発行(作成日)から6ヶ月以内のものに限ります。

*尚、ご提出頂いた書類等の返却はいたしませんのでご了承下さい。

(3) 返信用切手 (404円分の郵便切手を同封してください)

申告書のコピーを申告された方の住所に簡易書留で返送いたします。

(注意) 申告書を協会に送る切手とは別になりますのでご注意ください。

(4)貸付自粛申告確認書

貸付自粛制度は、ギャンブル等依存症対策の一環としてもご利用いただいております。今後の参考とするため、貸付自粛（登録・訂正）申告書の「申告理由」が「1. ギャンブル等」に該当する方は、「貸付自粛申告確認書」の記載をお願いします。
なお、該当の方で記載されていない方等には、電話での本人確認時に、担当者からお伺いしております。

4. 本人以外による申告の場合〔法定代理人等による申告の場合〕

・前項に記載された申告書、本人確認書類、返信用切手等のほか、以下の書類が必要になります。

◆未成年者の親権者の場合

戸籍全部事項証明書又は自粛対象者本人と親権者が記載された戸籍（個人）事項証明書が必要です。（6か月以内に発行された原本）

◆後見人等が法定代理人の場合

法定代理人等であることを証する、家庭裁判所の発行する審判書の謄本又は後見登記ファイルの登記事項証明書が必要です。（6か月以内に発行された原本）

◆親族が所在不明の場合

〔自粛対象者の配偶者又は二親等内の親族による申告の場合〕

申込みには、以下の要件があります。以下(1)～(5)の全ての要件を満たすこと

(1)申告者と自粛対象者との続柄を証する書類

戸籍全部事項証明書（6か月以内に発行された原本）

(2)自粛対象者が所在不明であることが客観的に証明できる資料

家庭裁判所が発行する審判書謄本その他これに類する公的証明書等（6か月以内に発行された原本）

(3)自粛対象者の配偶者又は二親等内の親族で所在不明原因が、金銭の貸付けによる金銭債務の負担を原因としている可能性のある事

(4)貸付自粛の対応をとることが自粛対象者の生命、身体又は財産の保護のために必要があると認められる場合であること

(5)自粛対象者本人の同意を得ることが困難であること

〔自粛対象者の三親等内の親族及び同居の親族による申告の場合〕

申込みには以下の要件があります。以下(1)～(3)の全ての要件を満たすこと

(1)申告者と自粛対象者との続柄を証する書類

戸籍全部事項証明書、住民票記載事項証明書（6か月以内に発行された原本）

(2)自粛対象者が所在不明であることが客観的に証明できる資料

家庭裁判所が発行する審判書謄本その他これに類する公的証明書等（6か月以内に発行された原本）

(3)前項(3)～(5)の事由を満たすこと

5. 貸付自粛郵送受付についての注意事項

(1) 協会に申告書が到着した後、協会より電話でご本人確認をさせていただきます。

ご本人の意思確認ができない場合は受理できません。

※法定代理人等の場合は、法定代理人等の方にお電話をさしあげます。

日中にご連絡できる電話番号を申告書に必ずご記入下さい。

- (2) 申告書に記載不備がある場合、確認書類が不足等（不鮮明なコピー含む）する場合、返信用切手が同封されていない場合は受理できません。郵送前に必ず確認をお願いいたします。
- (3) 上記(1)や(2)の理由により不受理となった場合は、同封いただいた返信用切手（404円分）を使用し、申告書類一式を返送いたします。
- (4) 個人信用情報機関へのデータ反映は、ご本人の意思確認ができた日を含め、3営業日以内に手続きいたします。申告書の控えは手続き終了後に送付致しますので、お手元に控えが届くまでには、受理後1週間程度かかります。
- (5) 申告書の控えは、申告時に同封された **404円分の切手**にて簡易書留で郵送します。留置期間経過等の理由により協会に返送された場合、再度返信用切手（404円分）をお送りいただくことになりますので、必ず受け取られるようお願いいたします。

以上

【貸付自粛お問い合わせ・申告書郵送先一覧】（各支部共通 0570-051-051）

貸金業相談・紛争解決センター TEL：03-5739-3861

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 二葉高輪ビル 2階

北海道支部 TEL：011-222-6033

〒064-0804 北海道札幌市中央区南4条西6丁目8番地 晴ばれビル 10階

宮城県支部 TEL：022-227-3844

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 2-9-7 仙台YFビル 5階

埼玉県支部 TEL：048-824-0894

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎 3階

東京都支部 TEL：03-5739-3021

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 二葉高輪ビル 2階

愛知県支部 TEL：052-265-5280

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 3-6-35 WAKITA 名古屋ビル 6階

石川県支部 TEL：076-231-1200

〒920-0901 石川県金沢市彦三町 2-5-27 名鉄北陸開発ビル 9階

京都府支部 TEL：075-257-7490

〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上る七観音町637 インターワンプレイス烏丸4階

大阪府支部 TEL：06-6260-0921

〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場一丁目16番20号 ムラキビルディング 3階

広島県支部 TEL：082-546-0136

〒730-0022 広島県広島市中区銀山町 3-17 第2末広ビル 2階

香川県支部 TEL：087-833-0888

〒760-0018 香川県高松市天神前 10-1 高松天神前ビル 4階

福岡県支部 TEL：092-721-0117

〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴 2-2-3 サンライフ赤坂 Bldg.3階

熊本県支部 TEL：096-322-3640

〒860-0845 熊本県熊本市中央区上通町 7番 32号 熊本県蚕糸会館内

沖縄県支部 TEL：098-866-0555

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎 1-10-16 沖縄バス本社ビル 207号室